

非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン見直しポイント

日本鉱業協会は、非鉄スラグ製品に起因する問題の発生の防止対策として、2005年9月に非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドラインを制定し、2008年2月に改正した。その後、環境安全品質基準が規定され且つ、昨今のスラグ問題に対応すべく、非鉄スラグ製品の一層の管理強化に向けて2016年2月と2017年9月に、更なる管理強化・運営改善のために2019年3月にガイドラインを改正した。この度、海外向けに非鉄スラグを販売する場合の判定基準の明確化を行うことを目的としてガイドラインを改正する。また、非鉄スラグ製品・販売管理ガイドラインの環境安全品質基準（別紙2）の一部に誤りがあることが判明したため修正する。

（1）別紙2「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドラインの環境安全品質基準」への追加

日本国内で基準を満足できないものは輸出してはならないという考えのもと、コンクリート工、一般用途、細骨材の輸出においては、輸出先の法律（基準）を遵守すること、且つ、日本国内基準を遵守することとした。

（2）別紙2「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドラインの環境安全品質基準」の修正

修正箇所は以下の2か所

- ・コンクリート工（港湾用途）の根拠欄：ZNS JIS A 5011-3 に準拠という文言を削除。
- ・コンクリート二次製品の根拠の欄：ZNS JIS A 5011-3 に準拠という文言を追加。